

平成26年度 第3回八代市地域公共交通会議 (協議事項)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 八代市地域公共交通網形成計画の策定方針(案)について | p.2～ |
| (1)八代市地域公共交通網形成計画策定の視点 | p.3～ |
| (2)地域公共交通のあり方の方針 | p.13～ |
| (3)取り組みの方向性 | p.19～ |
| 2. 分科会の設置(案)について | p.25～ |
| 3. 今後の検討の進め方について | p.27～ |

平成26年10月17日(金)

1. 八代市地域公共交通網形成計画の 策定方針(案)について

(1)八代市地域公共交通網形成計画策定の 視点

地域公共交通の現状

(※)

モータリゼーション

人口減少

少子高齢化

公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下

乗合バスについては、過去5年間で約8,160kmの路線が完全に廃止。
鉄道については、過去5年で約7カ所約105kmの路線が廃止。

運行回数の減少（乗合バス事業）

	1970年	1989年	2009年
路線1kmあたりの平均運行回数	約16回	約11回	約7.3回

(出典) 公益社団法人日本バス協会「日本のバス事業」(平成24年)

公共交通利用者が更に減少(負のスパイラル)

(※) 自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や
高齢者、障害者、妊婦等の
交通手段の確保

コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ
交通手段の提供

まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちのにぎわいの
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」
による健康増進

人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の
移動の利便性や回遊性の向上により、
人の交流を活発化

これまでの地域公共交通に関する国の施策

- 平成10年6月の運輸政策審議会総合部会の答申を踏まえ、各事業の規制緩和や、地域公共交通の活性化のための支援策を実施してきたところ。

○H10年 6月：「交通運輸における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」

(運輸政策審議会総合部会 答申)

各事業の規制緩和

- H12年 2月：貸切バス事業（道路運送法）、国内航空運送事業（航空法）の規制緩和
- 同 3月：旅客鉄道事業（鉄道事業法）の規制緩和
- 同 10月：国内旅客船事業（海上運送法）の規制緩和
- H14年 2月：乗合バス事業・タクシー事業（道路運送法）の規制緩和

地域公共交通活性化のための支援策や制度の創設等

- H10年 : 「バス利用促進等総合対策事業」創設（オムニバスタウン整備事業等）
- H13年 : 規制緩和に対応した「地方バス路線維持費補助制度」の抜本改正
(事業者ごとの補助→路線ごとの補助 等)
- 同 : 「交通需要マネジメント（TDM）実証実験」創設
- H14年 : 「公共交通活性化総合プログラム」創設
- H18年10月 : 自家用有償旅客運送の登録制度の創設、コミュニティバスや乗合タクシー等の普及に資する乗合旅客運送に係る規制の適正化（道路運送法の一部改正）
- H19年10月 : 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行
- H20年 : 「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設
- H23年 : 「地域公共交通確保維持改善事業（生活交通サバイバル戦略）」創設
- H25年12月 : 「交通政策基本法」施行**
- H26年 5月 : 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」公布**

交通政策基本法の制定

- 交通政策基本法は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるとの基本的な認識の下で、交通に関する施策を推進していかねばならない等の基本理念を規定しています。
- また、国が講ずべき施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互間の連携と協働の促進等を規定しています。



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の概要

基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識(第2条)

【交通の果たす以下の機能の発揮】

- ・国民の自立した生活の確保
- ・活発な地域間交流・国際交流
- ・物資の円滑な流通

→ 国民等の交通に対する基本的需要の充足

交通機能の確保・向上(第3条)

豊かな国民生活の実現

国際競争力の強化

地域の活力の向上

大規模災害への対応

環境負荷の低減(第4条)

適切な役割分担と連携(第5条・第6条)

交通の安全の確保(第7条)

交通安全対策基本法と相まって、本法案の交通施策と十分に連携の上推進

関係者の責務等(第8条～第11条)

関係者の連携・協力(第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)
＜パブリックコメント、交政審・社整審への諮問、関係省庁との協議＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島、山村等の有する諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時制確保、乗継ぎ円滑化

【国際競争力の強化】

- 国際競争力の強化に必要な施策(第19条)…ハブ港湾・ハブ空港、アクセス強化

【地域の活力の向上】

- 地域の活力の向上に必要な施策(第20条)…国内交通ネットワーク

- 運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展(第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等に必要の施策(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、円滑な避難の確保

【環境負荷の低減】

- 交通に係る環境負荷の低減に必要な施策(第23条)…エコカー、モーダルシフト

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- 連携による施策の推進(第25条～第27条)…まちづくり、観光等との連携

- 調査研究(第28条)

- 技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用

- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…交通インフラの海外展開

- 国民等の立場に立った施策の実施(第31条)

地方公共団体の施策(第32条)

関係者の責務と役割等

法制上、財政上の措置等（第13条）

国の責務（第8条）

- 基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定・実施
- 情報提供等による国民等の理解の増進と協力の確保

地方公共団体の責務（第9条）

- 基本理念にのっとり、国との適切な役割分担の下、その区域の諸条件に応じた施策を策定・実施
- 情報提供等による住民等の理解の増進と協力の確保

関係者の連携・協力（第12条）

事業者等の責務（第10条）

- 業務を適切に実施するとともに、国・地方公共団体の施策に協力
- 基本理念にのっとり、業務の実施に当たって正確・適切な情報提供

国民等の役割（第11条）

- 基本理念についての理解を深め、自ら取り組むことができる活動を主体的に実施
- 国・地方公共団体の施策に協力
- ➔ 基本理念の実現に積極的な役割

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化(法目的に追加)

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① **地方公共団体**が中心となり、
- ② **まちづくりと連携**し、
- ③ **面的な公共交通ネットワーク**を再構築

改正法案の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携を明確化

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

<現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項>

- コンパクトシティの実現に向けた**まちづくりとの連携**
- 地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の再構築

地方公共団体を中心とした**地域公共交通網**の再構築を
国が支援する枠組み

◆ **地方公共団体**を中心とした地域の**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を支援する予算制度

(地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度予算案306億円)の内数)

- ・ **まちづくりと連携**した計画策定を支援。ケーススタディーを実施
→国による全国の取組事例、データの提供を通じた助言
→合意形成を促進
- ・ バスを**地方公共団体**が購入して民間事業者に貸し付ける場合の
国による補助制度の創設

◆ **まちづくりとの連携**による都市機能の立地誘導を支える 公共交通等への支援の強化

(社会資本整備総合交付金(平成26年度予算案9124億円)の内数等)

- ・ 駅前広場やバスの乗換ターミナル、待合所の整備等公共交通
の利用環境の充実を重点的に支援

◆ **地方公共団体**を中心とした地域の**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を推進するための特例制度

- ・ バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和
- ・ バスの運賃・料金の規制緩和(上限認可→届出)
- ・ 計画の維持を困難とするような行為の防止
- ・ 事業が実施されない場合の勧告・命令

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が**地方公共団体**
の支援を受けつつ実施

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事
業者等の同意の下
に策定

現行

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

検討の進め方の例

全体の流れ

対象区域の設定

法定協議会の構成員の選定

法定協議会の設置

地域公共交通網形成計画の検討

地域公共交通網形成計画の
策定・主務大臣への送付

地域公共交通特定事業
を活用する場合

地域公共交通特定事業
を活用しない場合

地域公共交通特定事業の
実施計画の策定・国土交
通大臣への認定申請

事業の実施

計画の達成状況の評価

必要に応じて、計画を見直し

既に法定協議会が設置されている場合には、
これらの手続きは不要となります。

計画の検討手順

地域の概況や公共交通の
概況について、実態調査

上位計画や、他部局の施
策・予算等について整理

地域公共交通の役割、現状の問題点、課題の整理

地域公共交通網形成計画の目標の検討

目標の実現のための施策の検討
(地域公共交通特定事業の活用について検討)

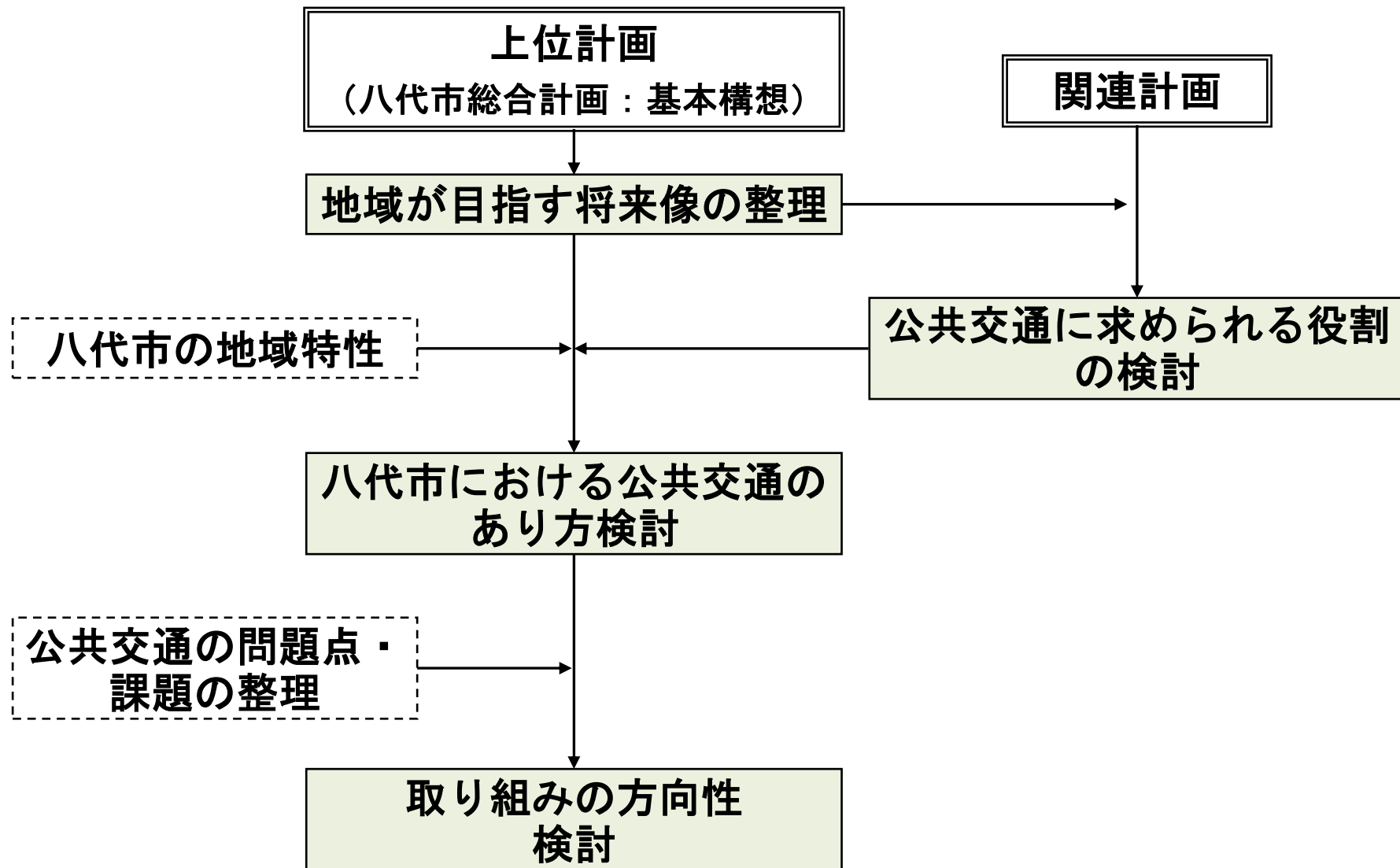
計画案の作成

住民、利用者等の意見の反映

協議会の了承

(2)地域公共交通のあり方の方針

1) 公共交通のあり方検討の流れ



▲公共交通のあり方検討の流れ

2) 地域が目指す将来像

八代市総合計画：基本構想

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”

①誰もがいきいきと暮らすまち

②郷土を拓く人を育むまち

③安全で快適に暮らせるまち

④豊かさにとぎわいのあるまち

⑤人と自然が調和するまち



3) 公共交通に求められる役割

視点①: 公共交通に期待される役割

視点②: 公共交通に関連する施策

八代市都市計画
マスタープラン

●コンパクトな市街地の形成を支援

●拠点への都市機能の集積を支援

など

●拠点間の相互連携を図る交通ネットワークの形成

●公共交通機能の確保と交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上

など

八代市環境
基本計画

●環境負荷が小さいライフスタイルの形成を支援

など

●自動車利用の抑制

など

八代市住生活基本計画
(住宅マスタープラン)

●賑わいの中心となる場の再生を支援

●地域で生活し続けられる環境の維持を支援

など

●中心商店街の集客と回遊性強化

●交通空白地域の解消に向けた検討の推進

など

第2次八代市
地域福祉計画

●社会参加機会の創出を支援

など

●過疎地における交通手段の確保

など

八代市教育
振興基本計画

●多様な生涯学習機会の確保を支援する役割

など

八代市過疎地域
自立促進計画

●将来にわたり地域で安心して暮らすことができる環境の維持を支援

など

●効率的かつ効果的な新たな交通システムの構築

など

八代市観光振興
計画

●アクセス利便性向上や広域観光の推進を支援する

など

●JR新八代駅を起点とした交通アクセスの充実

など

4) 八代市における公共交通のあり方

地域が目指す将来像

【やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”】

①誰もがいきいきと暮らすまち

②郷土を拓く人を育むまち

③安全で快適に暮らせるまち

④豊かさとにぎわいのあるまち

⑤人と自然が調和するまち

八代市の地域特性(概要)

- 市域の区分
「山間地」, 「平野部」, 「市街地」
- 全市的な人口減少の進展。特に旧村部では顕著。
- 全市的な高齢化の進展特に旧村部では顕著。
- DIDの低密度化
- 市街地が低密度に拡散
- 八代市中心部には様々な都市機能の集積
- 各地域中心部には生活拠点が形成。
- 市民の外出先は八代市内が大半

公共交通に求められる役割

- 八代市都市計画マスタープラン
- 八代市環境基本計画
- 八代市住生活基本計画(住宅マスタープラン)
- 第2次八代市地域福祉計画
- 八代市教育振興基本計画
- 八代市過疎地域自立促進計画
- 八代市観光振興計画

【基本方針①】

地域の特性や位置づけに応じた公共交通

「市街地」「平野部」「山間地」それぞれの地域の特性や各種計画での位置づけなどを踏まえた公共交通体系を構築

【地域特性等に応じた公共交通の基本的な考え方】

市街地	さらなる人口の集積や都市機能の誘導、土地利用の高度化などを図ることによるコンパクトな市街地の形成を念頭に置いた、便利で使いやすい公共交通
平野部	市街地の無秩序な拡散を抑制、農地などの自然的土地利用と調和のとれた良好な生活環境の形成を念頭に置いた、地理的条件や住民ニーズなどに合わせた効率的な公共交通
山間地	地域で生活し続ける環境の維持を念頭に置いた、日常生活を支える基本的な移動手段としての公共交通

市民の生活を支える、多様な移動ニーズに対応した公共交通

【基本方針②】

拠点の機能を維持・強化する公共交通

日常生活を支える機能を担う「生活拠点等」や、多様かつ高度な機能が集積し、賑わいの核でもある「中心拠点」など、それぞれの拠点の位置づけに応じた機能の維持・強化に資する公共交通体系を構築

【基本方針③】

拠点間の連携を強化し、交流を促進する公共交通

日常生活の核となる生活拠点等から、多様かつ高度な機能が集積する中心拠点への円滑なアクセスの確保など、拠点間の連携強化・交流促進に資する公共交通体系を構築

【基本方針④】 地域づくりの“土台”となる持続可能な公共交通

行政や交通事業者だけでなく、市民、地元企業なども含めて、地域全体で連携・協働しながら、地域の将来像を実現していく上で必要不可欠な社会基盤（インフラ）である公共交通の持続可能性を向上

(3) 取り組みの方向性

【取り組みの方向性】

【取り組みの基本スタンス】

各拠点へのアクセスや中心拠点内の回遊を支える公共交通網、拠点間連携の軸となる公共交通網の維持・強化を図りつつ、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通体系を構築する。

①公共交通の利用需要とサービス水準のバランスの改善

運行の効率化や需要の拡大を図ることで、利用需要とサービス水準のバランスを改善し、公共交通の持続可能性を高める。

運行効率化

利用促進による需要の拡大

②移動ニーズを踏まえた利便性の向上

移動ニーズを踏まえつつ、各拠点へのアクセスや中心拠点内での回遊等の利便性向上を図る。

③公共交通不便地域への対応

交通不便地域に対して、拠点へのアクセス手段等となる公共交通サービスを確保する。

④交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上

円滑に乗り継ぎできる環境を形成することで、公共交通のネットワークとしての一体性を高め、各拠点へのアクセス利便性向上や拠点間の連携強化を図る。

⑤公平性にも配慮した運賃設定の見直し

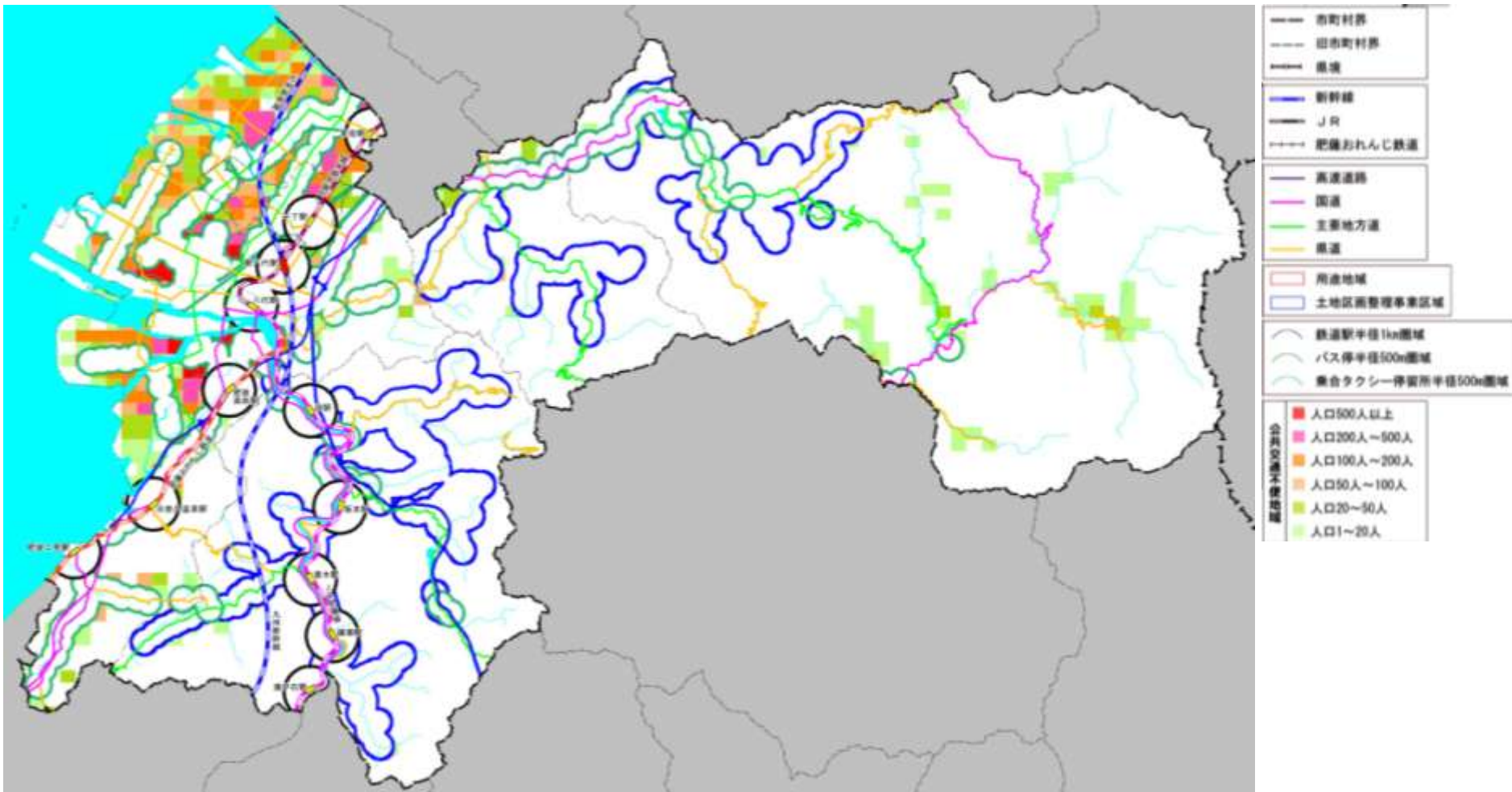
運賃設定の適正化により、財政負担を抑制するとともに、利用者の公平性の改善を図る。

⑥地域が一丸となって公共交通を支える仕組みづくり

地域が一体となって公共交通を支えていく機運を醸成し、関係者が連携・役割分担しながら更なる改善を継続的に進めていく仕組みを構築する。

公共交通不便地域の定義

鉄道駅から半径1km、バス停・乗合タクシー停留所から半径500mの範囲から外れており、かつ、500mメッシュ人口(H22国勢調査)が1人以上のエリアを本市における「公共交通不便地域」として定義する。



▲公共交通不便地域分布図

公共交通不便地域の概要と対応の基本的な考え方(案)

【概要】

平野部では、人口が集積しているにも関わらずサービス提供されていないエリアが存在している。

【対応の基本的な考え方】

- ・特に人口集積が顕著なエリア
⇒優先的に対応を検討する。
(次頁詳述)
- ・その他のエリア
⇒地域の要望を受けて順次対応を検討する。

【概要】

山間地でも、人口が集積しているにも関わらずサービス提供されていないエリアが存在している。

【概要】

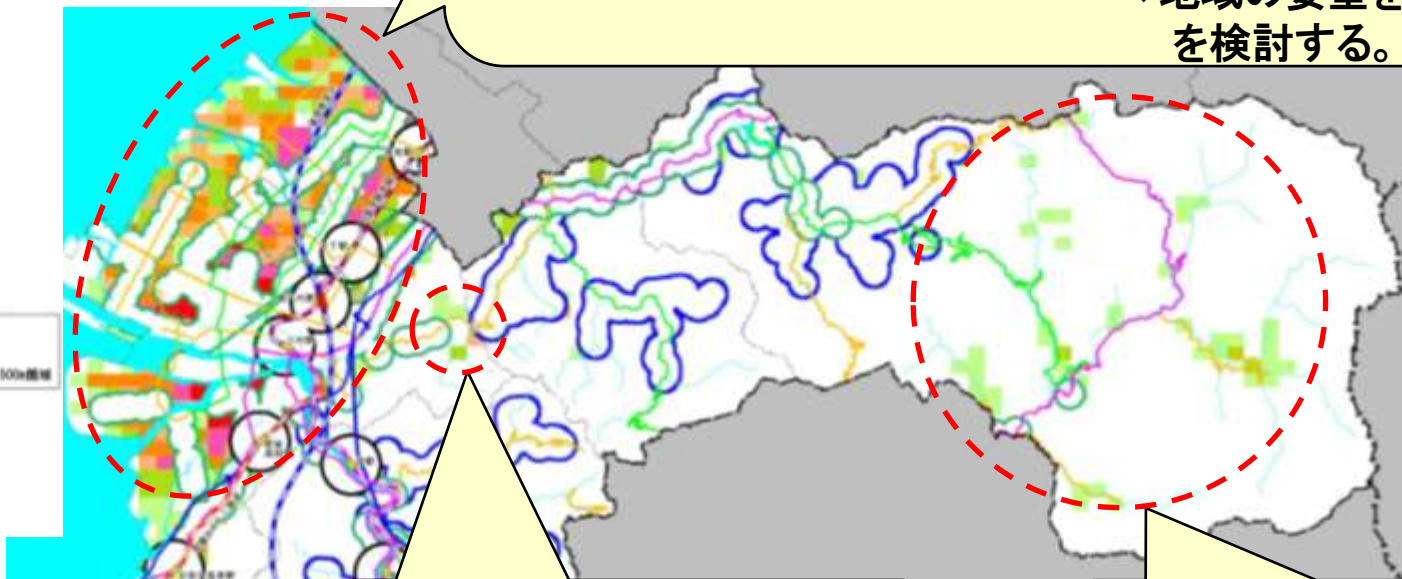
山間地には広く薄く人口が分布しているエリアも存在している。

【対応の基本的な考え方】

地域の要望を受けて順次対応を検討する。

【対応の基本的な考え方】

生活を支える基本的な移動手段の提供を検討する。

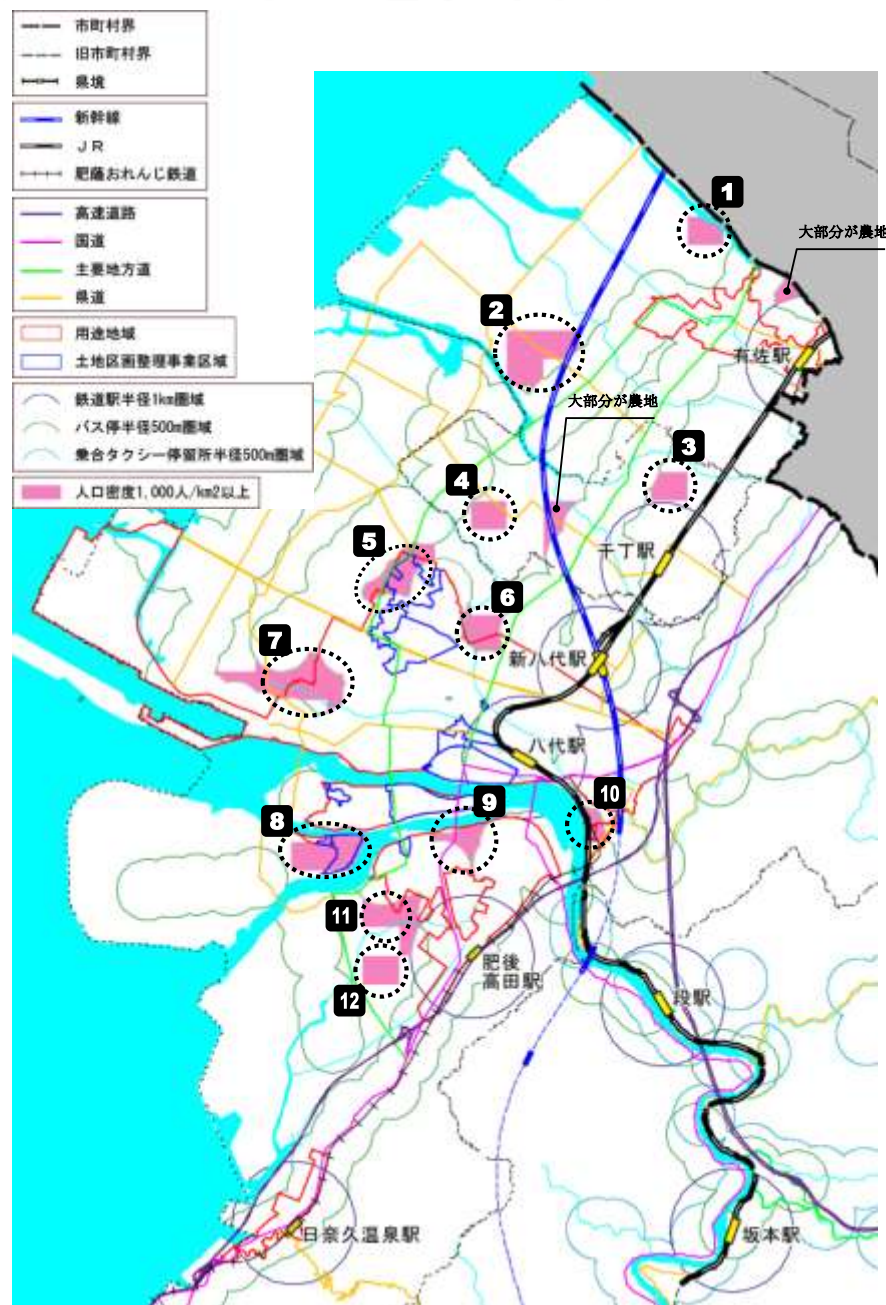


▶ 公共交通不便地域分布図

公共交通不便地域のうち優先的に対応を検討するエリア

公共交通不便地域の全てに対して公共交通サービスを提供することは難しいため、不便地域のうちある程度人口が集積しているエリア(500mメッシュ人口250人(人口密度1,000人/km²)以上)を“優先的に対応を検討するエリア”として設定する。⇒12エリア

※優先検討エリア12地区のうち、公共交通サービスの確保に対するニーズが確認されたエリアに対して、施策を検討していく。



▶ 優先検討地区位置図

2. 分科会の設置(案)について

1) 設置の目的

地域の実情等を踏まえ、きめ細かな検討を行うための「分科会」を設置する。

2) 分科会の構成と検討内容

		公共交通ネットワーク分科会	乗合タクシー分科会
概要		路線バスの再編、乗り継ぎ、公共交通不便地域対策などについて対応方針及び施策の検討を行う。	現在運行している3地域の中で、利用が著しく多い、または少ない路線や便などについて対応方針及び施策の検討を行う。
構成メンバー		<ul style="list-style-type: none">・バス事業者・タクシー協会・地域住民代表委員(6地域)・市民団体代表委員(3団体)・氷川町・その他(検討内容に応じて必要であると思われる者)	<ul style="list-style-type: none">・乗合タクシー運行事業者・地域住民代表委員(坂本・東陽・泉地域)・その他(検討内容に応じて必要であると思われる者)
事務局		<ul style="list-style-type: none">・八代市企画政策課・八代市支所総務振興課(5支所)	<ul style="list-style-type: none">・八代市企画政策課・八代市支所総務振興課(坂本・東陽・泉)
スケジュール	第1回	具体的な施策の検討に向けた意見交換を行う。	具体的な施策の検討に向けた意見交換を行う。
	第2回	施策内容についての意見交換を行う。	施策内容についての意見交換を行う。
	第3回～	次年度以降の施策実施に向けた意見交換を行う。	次年度以降の施策実施に向けた意見交換を行う。

3. 今後の検討の進め方について

<業務の流れ>

1. 地域特性等の把握

2. 公共交通の現状把握

3. 公共交通に関する市民
意向の把握

4. 公共交通の問題点・課題の整理

5. 上位計画・関連計画の
整理

6. 八代市における公共交通の
あり方検討

今後の検討事項

7. 施策検討に向けた具体
意向等の把握

次年度以降の具体的な施策展開について、事業内容・時期・実施主体を整理

施策検討に向けた情報収集

- ・分科会の開催
- ・住民懇談会の開催
- ・バス利用者聞き取り調査
- ・高校・企業等アンケート調査など

8. 今後の具体施策の検討

目標の達成状況を評価する指標等の整理を行い、総合的計画を取りまとめる

9. 地域公共交通に係る総合的計画の策定

<今後のスケジュール>

検討項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 地域特性等の把握			■									
2. 公共交通の現状把握			■									
3. 公共交通に関する市民意向等の把握				■								
4. 公共交通の問題点・課題の整理					■							
5. 上位・関連計画の整理					■							
6. 八代市における公共交通のあり方検討						■						
7. 施策検討に向けた具体意向等の把握							■					
8. 今後の具体施策の検討								■				
9. 地域公共交通に係る総合的計画の策定									■			
地域公共交通会議	○			○			○		○			○

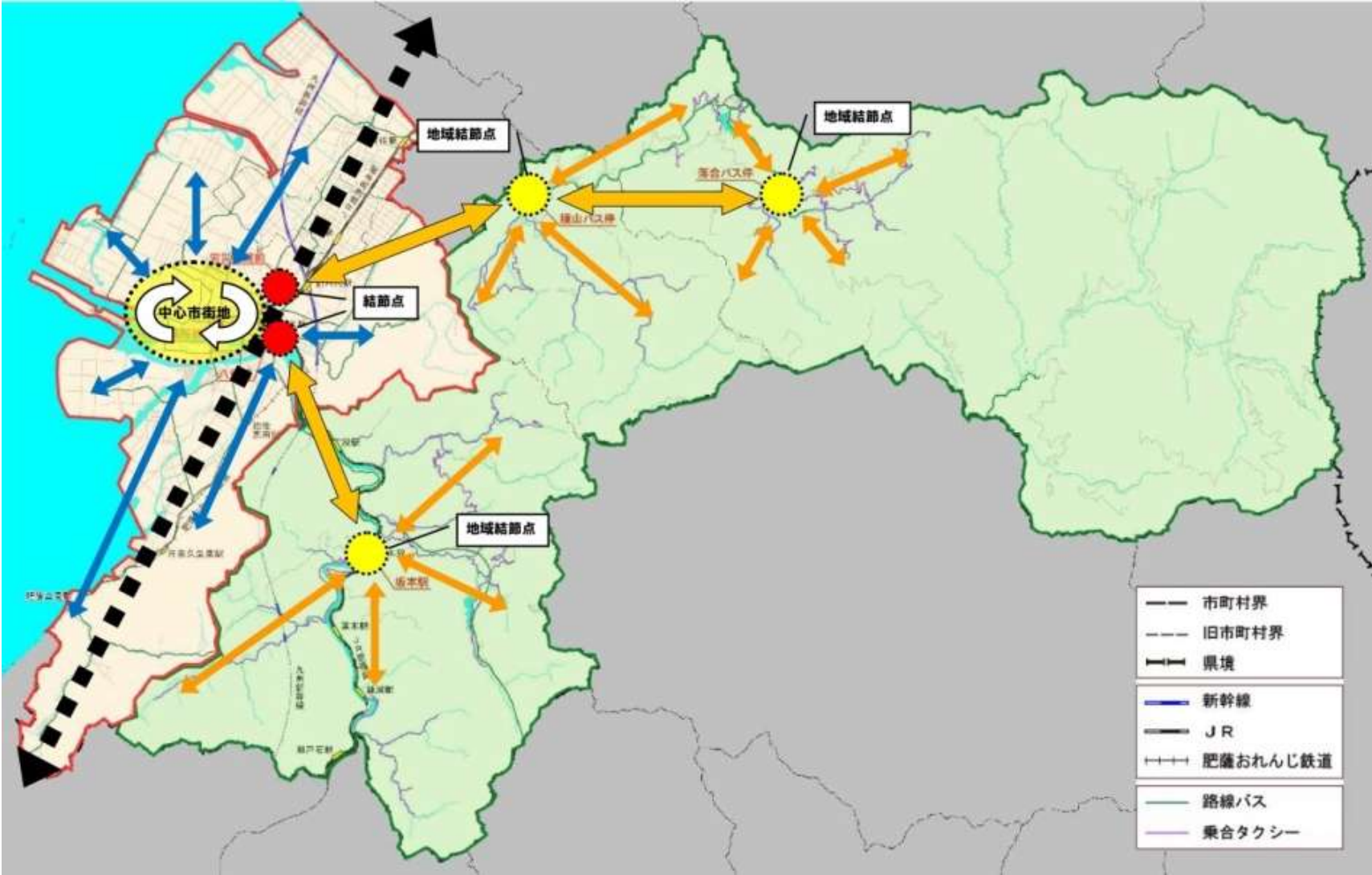
パブコメ

參考資料

1. 八代市地域公共交通網形成計画の 策定方針(案)について

(2)地域公共交通のあり方の方針

八代市における公共交通のあり方(具体的なイメージ)



3. 今後の検討の進め方について

1. 分科会の開催

1) 設置の目的

地域の実情等を踏まえ、きめ細かな検討を行うための「分科会」を設置する。

2) 分科会の構成と検討内容

		公共交通ネットワーク分科会	乗合タクシー分科会
概要		路線バスの再編、乗り継ぎ、公共交通不便地域対策について対応方針及び施策の検討を行う。	利用が著しく多い、または少ない路線や便について対応方針及び施策の検討を行う。
構成メンバー		<ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者 ・タクシー協会 ・地域住民代表委員(6地域) ・市民団体代表委員(3団体) ・氷川町 ・その他(検討内容に応じて必要であると思われる者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシー運行事業者 ・地域住民代表委員(坂本・東陽・泉地域) ・その他(検討内容に応じて必要であると思われる者)
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・八代市企画政策課 ・八代市支所総務振興課(5支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市企画政策課 ・八代市支所総務振興課(坂本・東陽・泉)
スケジュール	第1回	具体的な施策の検討に向けた意見交換を行う。	具体的な施策の検討に向けた意見交換を行う。
	第2回	施策内容についての意見交換を行う。	施策内容についての意見交換を行う。
	第3回～	次年度以降の施策実施に向けた意見交換を行う。	次年度以降の施策実施に向けた意見交換を行う。

2. 住民懇談会の開催

1) 設置の目的

公共交通不便地域の“優先的に対応を検討するエリア”への対応検討については、住民懇談会を開催する。

2) 検討内容

	概要
第1回	地域の具体的な意向(ニーズ)を把握する。
第2回	公共交通不便地域の解消に向けた対策内容についての意見交換を行う。 ※必要に応じ、交通事業者も出席する。

3. バス利用者聞き取り調査

1) 調査の目的

経路変更などの具体的な施策検討を進めるにあたって不足している情報の把握を目的に実施する。

2) 対象路線と把握項目(仮)

対象路線(案)	把握項目(案)
宮原線	利用が少ない区間での需要を確認する。
産島線	利用が少ない区間での需要を確認する。
君ヶ渚線	終着点となっている八代駅より先(例:市役所周辺など)の移動需要を確認する。

4. 学校・企業アンケート調査

1) 調査の目的

次年度以降に取り組む利用促進施策を展開するにあたって、施策対象や学校・企業の協力意向などの基本情報の把握を目的に実施する。

2) 利用促進策-モビリティ・マネジメント

モビリティ・マネジメントとは・・・

公共交通に関するダイヤや路線図、料金などの公共交通を利用するための情報や、公共交通を利用することでの環境面や健康面でのメリットに関する情報を提供することで、自発的な公共交通利用を促す取り組み

3) 調査対象と把握内容

	学校	企業
調査対象	市内の高校、高専、専修学校、短大	八代市内の従業員50人以上の事業所
把握内容	・公共交通を利用した通勤や通学に対する学校や事業所の意向 ・施策ターゲットの有無 ・現状での公共交通利用を阻害する要因 ・利用促進策への学校や事業所の協力意向	